

条例議案の概要

—平成27年6月定例会—

目 次

議案第 53 号 盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	1
議案第 54 号 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	10
議案第 55 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	31
議案第 56 号 盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について	35
議案第 57 号 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正 する条例について	38
議案第 58 号 盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例につ いて	42
議案第 59 号 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	45
議案第 72 号 専決処分につき承認を求ることについて	47
(盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
議案第 73 号 専決処分につき承認を求ることについて	49
(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例)	

議案第 53 号

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱い並びに開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の手続について定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

社会保障・税番号制度で取り扱う特定個人情報については、他の個人情報と異なる取扱いが必要であり、番号法において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の特例が定められていることから、当該特例に準じ、市が保有する特定個人情報について次に掲げる事項を定める。

(1) 定義（第2条関係）

ア 特定個人情報 番号法第2条第5項に規定する個人番号（当該個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

イ 情報提供等記録 特定個人情報の情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求めの日時及び提供があった日時、特定個人情報の項目等総務大臣が設置する情報提供ネットワークシステム等に記録された特定個人情報をいう。

(2) 利用及び提供の制限（第6条の2関係）

ア 利用の制限

特定個人情報は、番号法第9条各項の規定により個人番号を利用する目的以外の目的のために利用を認めない。ただし、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）に限り、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用を認める。

イ 提供の制限

特定個人情報の提供は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き認めない。

(3) 開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止

ア 本人の委任による代理人による請求（第11条第2項、第12条第2項、第13条、第26条第2項、第27条第3項、第34条の2第2項及び第35条第2項関係）

特定個人情報については、本人の委任による代理人が開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求を行うことを認める。ただし、情報提供等記録の利用の停止、消去及び提供の停止は、認めない。

イ 利用の停止、消去及び提供の停止の請求（第34条の2関係）

何人も、自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止の請求をすることができる。ただし、情報提供等記録の利用の停止、消去及び提供の停止の請求は、認めない。

(7) 第5条（収集の制限）の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2（特定個人情報の利用及び提供の制限）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条（収集・保管の制限）の規定に違反して収集されたものであるとき、同条の規定に違反して保管されているとき又は番号法第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき

(4) 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の規定に違反して提供されているとき

ウ 情報提供等記録の取扱い

(7) 情報提供等記録の開示及び訂正の請求に係る事案については、他の実施機関に移送して決定をするべき場合が想定されないことから、移送の対象としない。（第20条第1項、第32条第1項関係）

(4) 情報提供等記録の訂正を行った場合は、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対して通知する。（第33条関係）

※「他の実施機関に移送」とは、開示又は訂正の請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなど、他の実施機関が決定をすべき正当な理由がある場合に、当該他の実施機関が請求に係る決定をするよう開示又は訂正の請求に係る事案を移送すること。

3 施行期日

- (1) 2-(1)-ア及び2-(2)-イ並びに情報提供等記録に係る部分を除く2-(2)-ア及び2-(3)ア・イ 平成27年10月5日
- (2) 2-(1)-イ及び2-(3)-ウ並びに情報提供等記録に係る部分に限る2-(2)-ア及び2-(3)ア・イ 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月を見込む。）

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号 改正略 <u>平成27年6月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市個人情報保護条例 盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。</p> <p>目次及び第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選舉管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び職員をいう。</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び磁気的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号 改正略</p> <p>盛岡市個人情報保護条例 盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。</p> <p>目次及び第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選舉管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び職員をいう。</p> <p>3 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び磁気的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>

改正後	改正前
<p>ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>（実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、特定個人情報でないものを除く。第6条、第23条第1項及び第34条を除き、以下同じ。）の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4条及び第5条 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益</p>	<p>（1）新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>（2）図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>（実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第4条及び第5条 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益</p>

改正後	改正前
<p>を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 国等に対して当該国等の所掌事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合であって、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めたとき。</p> <p>2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めたときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めるべきであると認められるとき。</p> <p><u>(特定個人情報の利用及び提供の制限)</u></p> <p><u>第6条の2 実施機関は、番号法第9条各項の規定により個人番号を利用する目的（次項において「利用目的」という。）以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 国等に対して当該国等の所掌事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合であって、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めたとき。</p> <p>2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めたときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めるべきであると認められるとき。</p>
<p><u>第7条から第10条まで 跳印 (開示請求権)</u></p> <p>第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p><u>(開示請求の手続)</u></p> <p>第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をする者は、本人、前条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第7条から第10条まで 跳印 (開示請求権)</p> <p>第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p><u>(開示請求の手続)</u></p> <p>第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をする者は、本人又は前条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</u></p> <p>第7条から第10条まで 跳印 (開示請求権)</p> <p>第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p><u>(開示請求の手続)</u></p> <p>第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をする者は、本人、前条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第7条から第10条まで 跳印 (開示請求権)</p> <p>第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p><u>(開示請求の手続)</u></p> <p>第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) その他実施機関が定める事項</p> <p>2 開示請求をする者は、本人又は前条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(3) 開示請求者（第11条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人））が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、次号、次条第2項及び第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものの他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における密賛、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該</p>	<p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(3) 開示請求者</p> <p>以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものの他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における密賛、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該</p>

改正後	改正前
<p>く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものの他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における密賛、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該</p>	<p>く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものの他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における密賛、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該</p>

改正後	改正前
<p>事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不正に容するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市若しくは市以外の地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(8) 未成年者の法定代理人から開示請求があった場合において、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められる情報</p>	<p>事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不正に容するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市若しくは市以外の地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(8) 未成年者の法定代理人から開示請求があった場合において、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められる情報</p>
<p>第14条から第19条まで 略 (事業の移送)</p>	<p>第14条から第19条まで 略 (事業の移送)</p>
<p>第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事業を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実</p>	<p>第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事業を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実</p>

改正後	改正前
<p>施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>
<p>第21条及び第22条 略 (法令等による開示の実施との調整)</p>	<p>第21条及び第22条 略 (法令等による開示の実施との調整)</p>
<p>第23条 実施機関は、法令等（盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る個人情報（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報を除く。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用するものとする。</p>	<p>第23条 実施機関は、法令等（盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る個人情報（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって特定個人情報を除く。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用するものとする。</p>
<p>第24条及び第25条 略 (訂正請求権)</p>	<p>第24条及び第25条 略 (訂正請求権)</p>
<p>第26条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報について、事實に関する誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関する法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由</p>	<p>第26条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報について、事實に関する誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関する法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由</p>

改正後	改正前
<p>あると認めた代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所 (2) 行政文書の名称その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正を求める内容 (4) その他実施機関が定める事項 <p>2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 訂正請求をする者は、本人又は前条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（個人情報の訂正義務）</p> <p>第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>（訂正請求に対する措置）</p> <p>第29条から第31条まで 略</p>	<p>あると認めた代理人_____は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所 (2) 行政文書の名称その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正を求める内容 (4) その他実施機関が定める事項 <p>2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 訂正請求をする者は、本人又は前条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人_____であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（個人情報の訂正義務）</p> <p>第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>（訂正請求に対する措置）</p> <p>第29条から第31条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>（事案の移送）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p> <p>（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めたときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び特許法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第34条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報（法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事案を含む個人の当該事案に関する情報であつて特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができ</p>	<p>（事案の移送）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報_____が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p> <p>（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めたときは、当該個人情報の提供先_____に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第34条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報_____が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができ</p>

改正後	改正前
<p>る。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1）第5条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第6条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>（2）第6条第1項又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人は、本人に代わって前項の規定による<u>個人情報の利用停止の請求</u>をすることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">（特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p><u>第34条の2 何人も、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。）</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関する法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1）第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、同条の規定に違反して保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>（2）番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理</p>	<p>る。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1）第5条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第6条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>（2）第6条第1項又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人は、本人に代わって前項の規定による<u>利用停止請求</u>（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>人は、本人に代わって前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">（利用停止請求の手続）</p> <p><u>第35条 第34条第1項又は前条第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）</u>は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>（1）利用停止請求をする者の氏名及び住所</p> <p>（2）行政文書の名称その他の利用停止請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。次条及び第37条において同じ。）を特定するに足りる事項</p> <p>（3）利用停止を求める理由及び内容</p> <p>（4）その他実施機関が定める事項</p> <p>2 利用停止請求をする者は、本人、<u>第34条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあっては、本人、第34条の2第2項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）</u>であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">（個人情報の利用停止義務）</p> <p><u>第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めたときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の<u>利用目的</u>に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>	<p style="margin-left: 2em;">（利用停止請求の手続）</p> <p><u>第35条 利用停止請求</u>は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>（1）利用停止請求をする者の氏名及び住所</p> <p>（2）行政文書の名称その他の利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>（3）利用停止を求める理由及び内容</p> <p>（4）その他実施機関が定める事項</p> <p>2 利用停止請求をする者は、本人又は前条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人</p> <p>であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">（個人情報の利用停止義務）</p> <p><u>第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めたときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の<u>利用目的</u>に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>第37条から第72条まで 跋 附 則 跋 附 則 (平成27年条例第 1号)</p> <p>この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第5号に係る部分に限る。）、第6条の次に1条を加える改正規定（「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」に係る部分に限る。）、第20条第1項、第32条第1項及び第33条の改正規定、第34条の次に1条を加える改正規定（「(情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。)」に係る部分に限る。）並びに第35条第1項の改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>	<p>第37条から第72条まで 跋 附 則 跋</p>

財政部 市民税課
資産税課
納税課
市民部 健康保険課

議案第 54 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、市たばこ税の特例の税率を段階的に廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市たばこ税関係（第1条中附則第14条の改正規定及び附則第5条関係）

ア 紙巻たばこ3級品（専売公社制度下において3級品とされた紙巻たばこをいう。）に係る市たばこ税の特例税率を平成28年度から平成31年度までの間に段階的に廃止する。

区分	現行	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年4月1日以降
市たばこ税の税率（ 1,000本につき）	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

イ アに伴い紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率が引き上げとなる日（以下「指定日」という。）において、卸販売業者等が、指定日前に売り渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を販売のために5,000本以上所持する場合、当該卸販売業者等に対し、その所持する紙巻たばこ3級品について、税率の引き上げ分に相当する市たばこ税を課税する。

(2) 個人市民税関係（第1条中第35条の改正規定関係）

国外転出をする場合の有価証券等の譲渡所得について、個人市民税において引き続き所得割の課税標準としないこととする。

(3) 国民健康保険税関係（第2条中附則第1条及び第4条の改正規定関係）

国民健康保険税の課税の特例について、規定の整備を行う。

(4) 申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を加える。（第1条中第2条、第7条の2、第38条、第45条の7、第46条の2、第51条の3、第52条の2、第52条の3、第63条、第64条の2、第64条の3、第81条、第81条の2、第118条の12、第129条、附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6及び第36条の改定規程関係）

3 施行期日

- (1) 2-(1) 平成28年4月1日
- (2) 2-(2) 及び(4) 平成28年1月1日
- (3) 2-(3) 公布の日

【第1条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 改正 路 <u>平成27年6月 日条例第 1号</u> 盛岡市市税条例 目次及び第1条 路 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた職員をいう。 (2) 徵収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となつた法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものと いう。 (4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しないものにあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものと いう。 (5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあっては、	○盛岡市市税条例 改正 路 昭和25年9月1日条例第16号 盛岡市市税条例 目次及び第1条 路 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた職員をいう。 (2) 徵収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となつた法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものと いう。 (4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称 並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものと いう。 (5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

改正後	改正前
事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものと いう。 第3条から第7条まで 路 (市税に係る申告又は報告義務の承認) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承認したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、第45条の7第2項第1号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第118条の12第2項第1号及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 限定期をした相続人は相続によって得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承認した年月日 第7条の3から第34条まで 路 (所得割の課税標準) 第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条	並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものと いう。 第3条から第7条まで 路 (市税に係る申告又は報告義務の承認) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承認したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所及び氏名 (2) 限定期をした相続人は相続によって得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承認した年月日 第7条の3から第34条まで 路 (所得割の課税標準) 第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条

改正後	改正前
第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。	第2項又は第3項の総所得金額、退職所得合額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。
3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。	5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
第36条から第37条まで 路	第36条から第37条まで 路

改正後	改正前
(市民税の申告等) 第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び貸与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて給損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは純損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するもの）を除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	(市民税の申告等) 第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び貸与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて給損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは純損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するもの）を除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。	2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。

改正後	改正前
3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。	3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。	5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。
6 第26条第1項第1号の者は、第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。	6 第26条第1項第1号の者は、第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。
7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市

改正後	改正前
内に有する事務所、事業所又は家庭の所在その他必要な事項を申告させることができる。	内に有する事務所、事業所又は家庭の所在その他必要な事項を申告させることができる。
9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、 <u>法人番号</u> 、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在_____、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第38条の2及び第38条の2の2 様式 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	第38条の2及び第38条の2の2 様式 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第38条の2の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項	第38条の2の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項
2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記	2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記

改正後	改正前
該すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	該すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第38条の3から第45条の6まで 路 (市民税の減免)	5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第38条の3から第45条の6まで 路 (市民税の減免)
第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住権国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 (3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 (4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を	第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住権国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 (3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 (4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を

改正後	改正前
多額に支払った者 (5) 学生及び生徒 (6) 公益社団法人及び公益財團法人 (7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体 (8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	多額に支払った者 (5) 学生及び生徒 (6) 公益社団法人及び公益財團法人 (7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体 (8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人
2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事務所の所在地及び個人番号又は法人番号 (2) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額 (3) 減免を受けようとする理由	2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額 (2) 減免を受けようとする理由
3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第45条の7の2から第46条まで 路 (登記簿に登記されていない所有者の申告)	3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第45条の7の2から第46条まで 路 (登記簿に登記されていない所有者の申告)
第46条の2 前条第2項後段の規定の適用を受ける所有者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項について 1月31日までに、市長に申告をしなければならない。 (1) 当該所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該申告をする者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 当該固定資産の種類及び所在 (3) その他必要な事項	第46条の2 前条第2項後段の規定の適用を受ける所有者は、市長の定めるところにより、その住所、氏名又は名称、当該固定資産の種類、所在その他必要な事項を1月31日までに、市長に申告しなければならない。
第47条から第51条の2まで 路 (施設建築物に対する固定資産税の不均一課税)	第47条から第51条の2まで 路 (施設建築物に対する固定資産税の不均一課税)

改正後	改正前
<p>第51条の3 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋に対して課する固定資産税の税率は、第51条の2の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課すこととなった年度から5年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法附則第15条の6から第15条の9までの規定による減額の適用を受けない部分 第51条の2に規定する税率の2分の1</p> <p>(2) 法附則第15条の8第3項の規定による3分の1の減額の適用を受ける部分 第51条の2に規定する税率の4分の3</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該家屋の平面図を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該番号を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 建築年月日及び登記年月日</p>	<p>第51条の3 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋に対して課する固定資産税の税率は、第51条の2の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課すこととなった年度から5年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法附則第15条の6から第15条の9までの規定による減額の適用を受けない部分 第51条の2に規定する税率の2分の1</p> <p>(2) 法附則第15条の8第3項の規定による3分の1の減額の適用を受ける部分 第51条の2に規定する税率の4分の3</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該家屋の平面図を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 建築年月日及び登記年月日</p>
<p>第52条 略 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第52条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者</p>	<p>第52条 略 (施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第52条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>_____</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者</p>

改正後	改正前
<p>全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 補正の方法</p> <p>2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第52条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各共用土地納稅義務者の住所及び氏名、各共用土地納稅義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納稅義務者の当該共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代安者が法</p>	<p>全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 補正の方法</p> <p>2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第52条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代安者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>_____</p> <p>(2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各共用土地納稅義務者の住所及び氏名、各共用土地納稅義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納稅義務者の当該共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代安者が法</p>

改正後	改正前
<p>第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第64条の3において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(以下この項及び第64条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第64条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この項及び第64条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を試験期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。)の被災年度に係る試験期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第64条の3第1項第4号において同じ。)の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第3</p>	<p>第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第64条の3において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(以下この項及び第64条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第64条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この項及び第64条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を試験期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。)の被災年度に係る試験期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第64条の3第1項第4号において同じ。)の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第3</p>

改正後	改正前
<p>349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあっては、特定仮換地等納税義務者)全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>第53条から第62条まで 路 (固定資産税の軽減又は免除)</p> <p>第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業若しくは土地区画整理事業による土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業等」という。)の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなった日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p>	<p>349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあっては、特定仮換地等納税義務者)全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>第53条から第62条まで 路 (固定資産税の軽減又は免除)</p> <p>第63条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業若しくは土地区画整理事業による土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業等」という。)の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなった日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
(3) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減額を減ずるものとする。	(3) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減額を減ずるものとする。
(4) 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与えず金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。	(4) 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与えず金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。
(5) 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。	(5) 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。
(6) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。	(6) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。
(7) 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。	(7) 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。
(8) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する	(8) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する

改正後	改正前
固定資産(住宅用地を除く。)に対して課する固定資産税は、これを軽減する。	固定資産(住宅用地を除く。)に対して課する固定資産税は、これを軽減する。
(9) 災害により被容を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被容の程度に応じ、これを軽減又は免除する。	(9) 災害により被容を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被容の程度に応じ、これを軽減又は免除する。
(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被容を受けた者が当該被容を受けた日から5年以内に再建した家屋(家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。)に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から2年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。	(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被容を受けた者が当該被容を受けた日から5年以内に再建した家屋(家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。)に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から2年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについて、固定資産税を軽減又は免除することができる。	(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについて、固定資産税を軽減又は免除することができる。
2 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格	(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格	(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
(4) 債却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格	(4) 債却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
(5) 軽減又は免除を受けようとする事由	(5) 軽減又は免除を受けようとする事由
3 第1項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第63条の2及び第64条 構 (住宅用地の申告)	第63条の2及び第64条 構 (住宅用地の申告)
第64条の2 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年	第64条の2 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年

改正後	改正前
<p>度に係る賦課期日から引き続いだ該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数(法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。)</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</p>	<p>度に係る賦課期日から引き続いだ該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</p>
<p>2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続いだ該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までにその旨市長に申告しなければならない。</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p>	<p>2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続いだ該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までにその旨市長に申告しなければならない。</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p>
<p>第64条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事實を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第64条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事實を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納稅義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</p>	<p>(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称</p>
<p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>第65条から第80条まで 跳ね (軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。</p>	<p>並びに当該納稅義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</p>
<p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>第65条から第80条まで 跳ね (軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。</p>	<p>並びに当該納稅義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号又は標識番号 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項</p> <p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>	<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所及び氏名又は名称 (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号又は標識番号 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項</p> <p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>
<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限</p>	<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限</p>

改正後	改正前
<p>る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（既往病歴特別認定法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により既往病歴手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、既往病歴手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係 (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢 (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交</p>	<p>る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（既往病歴特別認定法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により既往病歴手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、既往病歴手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所 並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係 (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢 (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交</p>

改正後	改正前
付年月日、障害名及び障害の程度 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件 (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。 第82条から第118条の11まで 略 (特別土地保有税の減免) 第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況	付年月日、障害名及び障害の程度 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件 (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。 第82条から第118条の11まで 略 (特別土地保有税の減免) 第118条の12 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況

改正後	改正前
3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第118条の13から第128条まで 略 (入湯税の特別徴収義務者の経営申告等) 第129条 鉱泉浴場の経営者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した経営申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 経営者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) 経営の種別、鉱泉浴場の場所及び施設の概要 (3) 経営開始の年月日 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項 第130条から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条の2まで 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセン	3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第118条の13から第128条まで 略 (入湯税の特別徴収義務者の経営申告等) 第129条 鉱泉浴場の経営者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した経営申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 経営者の住所及び氏名又は名称 (2) 経営の種別、鉱泉浴場の場所及び施設の概要 (3) 経営開始の年月日 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項 第130条から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条の2まで 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセン

改正後	改正前
<p>トを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p> <p>第3条の3の2から第7条の2の2まで 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用</p>	<p>トを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p> <p>第3条の3の2から第7条の2の2まで 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用</p>
<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日	(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
(5) 热损失防止改修工事に要した費用	(5) 热损失防止改修工事に要した費用
(6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第7条の6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 耐震改修が完了した年月日	(4) 耐震改修が完了した年月日
(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

改正後	改正前
第8条から第13条まで 略	第8条から第13条まで 略 <u>（たばこ税の税率の特例）</u>
第14条 削除	第14条 たばこ事業法附則第2条の規定による廢止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廢止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。
第14条の2から第35条の2まで 略	2 前項の規定の適用がある場合における第90条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。
第14条の2から第35条の2まで 略 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)	第14条の2から第35条の2まで 略 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第36条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納稅義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に保	第36条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称 並びに当該納稅義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に保

改正後	改正前
る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号	る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由	(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項	(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項
2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。	2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。
3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者(以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。	3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者(以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)	(1) 代表者の住所及び氏名
(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途	(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合	(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する從前	4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する從前

改正後	改正前
の土地である特定被災共用土地に」とする。 第37条及び第38条 様 <u>附 則</u> <u>附 則(平成27年条例第1号)</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第2条の規定 公布の日 (2) 第1条の規定(盛岡市市税条例附則第3条の3及び第14条の改正規定を除く。)並びに次条から附則第4条まで、附則第6条及び附則第7条の規定 平成28年1月1日 (市民税に関する経過措置)	の土地である特定被災共用土地に」とする。 第37条及び第38条 様 <u>附 則</u> <u>附 則(平成27年条例第1号)</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第2条の規定 公布の日 (2) 第1条の規定(盛岡市市税条例附則第3条の3及び第14条の改正規定を除く。)並びに次条から附則第4条まで、附則第6条及び附則第7条の規定 平成28年1月1日 (市民税に関する経過措置)
第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第7条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告又は報告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の盛岡市市税条例(以下「旧条例」という。)第7条の2の規定による申告又は報告については、なお從前の例による。	第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第7条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告又は報告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の盛岡市市税条例(以下「旧条例」という。)第7条の2の規定による申告又は報告については、なお從前の例による。
2 新条例第35条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお從前の例による。	2 新条例第35条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお從前の例による。
3 新条例第38条第9項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第38条第9項の規定による申告については、なお從前の例による。	3 新条例第38条第9項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第38条第9項の規定による申告については、なお從前の例による。
4 新条例第45条の7第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第45条の7第2項の申請書については、なお從前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)	4 新条例第45条の7第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第45条の7第2項の申請書については、なお從前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)
第3条 新条例第46条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条	第3条 新条例第46条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条

改正後	改正前
<p>の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第46条の2の規定による申告については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第51条の3第2項、第52条の2第1項、第52条の3第1項及び第2項、第63条第2項、第64条の2第1項並びに第64条の3第1項並びに附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6並びに第36条第1項及び第3項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項並びに附則第36条第3項の申出書、新条例第63条第2項の申請書又は新条例第51条の3第2項、第64条の2第1項及び第64条の3第1項並びに附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6及び第36条第1項の申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第52条の2第1項並びに第52条の3第1項及び第2項並びに附則第36条第3項の申出書、旧条例第63条第2項の申請書又は旧条例第51条の3第2項、第64条の2第1項及び第64条の3第1項並びに附則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6及び第36条第1項の申告書については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第81条第2項及び第81条の2第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例81条第2項並びに第81条の2第2項及び第3項の申出書について適用し、同前に提出した旧条例第81条第2項並びに第81条の2第2項及び第3項の申請書については、なお従前の例による。</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条</p>	

改正後	改正前								
<p>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき 4,000円</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第90条第1項</td> <td>第34号の2様式地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成27年経済省令第38号)による改正 前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第2項</td> <td>第34号の2の2 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 様式 号の6様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第3項</td> <td>第34号の2の6 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 様式 号の9様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第4項</td> <td>第34号の2様式 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 又は第34号の2号の5様式又は第48号の6様式 の2様式</td> </tr> </table> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する充渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」と</p>	第90条第1項	第34号の2様式地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成27年経済省令第38号)による改正 前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第90条第2項	第34号の2の2 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 様式 号の6様式	第90条第3項	第34号の2の6 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 様式 号の9様式	第90条第4項	第34号の2様式 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 又は第34号の2号の5様式又は第48号の6様式 の2様式	
第90条第1項	第34号の2様式地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成27年経済省令第38号)による改正 前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式								
第90条第2項	第34号の2の2 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 様式 号の6様式								
第90条第3項	第34号の2の6 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 様式 号の9様式								
第90条第4項	第34号の2様式 平成27年改正前の地方税法施行規則第48 又は第34号の2号の5様式又は第48号の6様式 の2様式								

改正後	改正前				
<p>いう。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に充り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第16条</td> <td style="width: 90%;"> 第90条第1項若しくは第2項、(平成27年条例第1号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項 </td> </tr> <tr> <td>第16条第2号</td> <td>第90条第1項若しくは第2項、(平成27年改正条例附則第5条第5項</td> </tr> </table>	第16条	第90条第1項若しくは第2項、(平成27年条例第1号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項	第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項、(平成27年改正条例附則第5条第5項	
第16条	第90条第1項若しくは第2項、(平成27年条例第1号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項				
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項、(平成27年改正条例附則第5条第5項				

改正後	改正前										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第16条第3号</td> <td style="width: 90%;">しくは第2項 第45条の5第1項(平成27年改正条例附則第5条第6項の納付期限の申告書(法期限 第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限</td> </tr> <tr> <td>第90条第4項</td> <td>施行規則第34号地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定の2の2様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第5項</td> <td>第1項又は第2項(平成27年改正条例附則第5条第6項)</td> </tr> <tr> <td>第92条の2</td> <td>第90条第1項又は第2項(同項)</td> </tr> <tr> <td>第93条第2項</td> <td>第90条第1項又は第2項(平成27年改正条例附則第5条第6項)</td> </tr> </table>	第16条第3号	しくは第2項 第45条の5第1項(平成27年改正条例附則第5条第6項の納付期限の申告書(法期限 第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限	第90条第4項	施行規則第34号地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定の2の2様式	第90条第5項	第1項又は第2項(平成27年改正条例附則第5条第6項)	第92条の2	第90条第1項又は第2項(同項)	第93条第2項	第90条第1項又は第2項(平成27年改正条例附則第5条第6項)	
第16条第3号	しくは第2項 第45条の5第1項(平成27年改正条例附則第5条第6項の納付期限の申告書(法期限 第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限										
第90条第4項	施行規則第34号地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定の2の2様式										
第90条第5項	第1項又は第2項(平成27年改正条例附則第5条第6項)										
第92条の2	第90条第1項又は第2項(同項)										
第93条第2項	第90条第1項又は第2項(平成27年改正条例附則第5条第6項)										
8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に充り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。											

改正後	改正前						
<p>級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に発り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5項</td> <td style="width: 15%;">前項</td> <td style="width: 15%;">第9項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第10項において準用する同条第4項</td> </tr> </table>	第5項	前項	第9項		附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	
第5項	前項	第9項					
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項					

改正後	改正前
平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の第9項の第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項
第8項	第4項
11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を	

改正後			改正前																																			
<p>同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p>																																						
<p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第5項</td><td>前項</td><td>第11項</td></tr> <tr> <td></td><td>附則第20条第4項</td><td>附則第20条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td></td><td>第4項</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>平成28年5月2日</td><td>平成30年5月1日</td></tr> <tr> <td></td><td>日</td><td></td></tr> <tr> <td>第6項</td><td>平成28年9月30日</td><td>平成30年10月1日</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第7項の表以 外の部分</td><td>第4項の から前項まで</td><td>第11項の 第5項及び前項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第 16条の項</td><td>附則第5条第6項</td><td>附則第5条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第</td><td>附則第5条第5項</td><td>第6項</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table>			第5項	前項	第11項		附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条項		第4項			平成28年5月2日	平成30年5月1日		日		第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日				第7項の表以 外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項	第7項の表第 16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項	第7項の表第	附則第5条第5項	第6項						
第5項	前項	第11項																																				
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条項																																				
	第4項																																					
	平成28年5月2日	平成30年5月1日																																				
	日																																					
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日																																				
第7項の表以 外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項																																				
第7項の表第 16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項																																				
第7項の表第	附則第5条第5項	第6項																																				

改正後			改正前																																						
<table border="1"> <tr> <td>16条第2号の項</td><td>項</td><td>第5項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第</td><td>附則第5条第6項</td><td>附則第5条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td>16条第3号の項</td><td>項</td><td>第6項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第</td><td>附則第20条第4項</td><td>附則第20条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td>90条第4項の項</td><td>項</td><td>第4項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第</td><td>附則第5条第6項</td><td>附則第5条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td>90条第5項の項</td><td>項</td><td>第6項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第</td><td>附則第5条第5項</td><td>附則第5条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td>92条の2の項</td><td>項</td><td>第5項</td></tr> <tr> <td>第7項の表第</td><td>附則第5条第6項</td><td>附則第5条第12項において準用する同条項</td></tr> <tr> <td>93条第2項の項</td><td>項</td><td>第6項</td></tr> <tr> <td>第8項</td><td>第4項</td><td>第11項</td></tr> </table>			16条第2号の項	項	第5項	第7項の表第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項	16条第3号の項	項	第6項	第7項の表第	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条項	90条第4項の項	項	第4項	第7項の表第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項	90条第5項の項	項	第6項	第7項の表第	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条項	92条の2の項	項	第5項	第7項の表第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項	93条第2項の項	項	第6項	第8項	第4項	第11項			
16条第2号の項	項	第5項																																							
第7項の表第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項																																							
16条第3号の項	項	第6項																																							
第7項の表第	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条項																																							
90条第4項の項	項	第4項																																							
第7項の表第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項																																							
90条第5項の項	項	第6項																																							
第7項の表第	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条項																																							
92条の2の項	項	第5項																																							
第7項の表第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条項																																							
93条第2項の項	項	第6項																																							
第8項	第4項	第11項																																							
<p>13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する充渡し又は同条第2項に規定する充渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市た</p>																																									

改正後			改正前																																																
<p>たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該充り達したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。</p>																																																			
<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																																			
<table border="1"> <tr> <td>第5項</td> <td>前項</td> <td>第13項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年4月30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成31年9月30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表以 外の部分</td> <td>第4項の から前項まで</td> <td>第13項の 第5項及び前項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第 16条の項</td> <td>附則第5条第6項</td> <td>附則第5条第14項において準用する同条第6項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第 16条第2号の項</td> <td>附則第5条第5項</td> <td>附則第5条第14項において準用する同条第5項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第 16条第3号の項</td> <td>附則第5条第6項</td> <td>附則第5条第14項において準用する同条第6項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第 90条第4項の項</td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第 第8項</td> <td>附則第5条第6項</td> <td>附則第5条第14項において準用する同条第13項 (特別土地保有税に関する経過措置)</td> <td></td> </tr> </table>			第5項	前項	第13項			附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項			平成28年5月2日	平成31年4月30日			日			第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日			日			第7項の表以 外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項		第7項の表第 16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項		第7項の表第 16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項		第7項の表第 16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項		第7項の表第 90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		第7項の表第 第8項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第13項 (特別土地保有税に関する経過措置)		
第5項	前項	第13項																																																	
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																																																	
	平成28年5月2日	平成31年4月30日																																																	
	日																																																		
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日																																																	
	日																																																		
第7項の表以 外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項																																																	
第7項の表第 16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項																																																	
第7項の表第 16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項																																																	
第7項の表第 16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項																																																	
第7項の表第 90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																																																	
第7項の表第 第8項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第13項 (特別土地保有税に関する経過措置)																																																	

改正後			改正前																								
<table border="1"> <tr> <td>90条第5項の項</td> <td>第6項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第2の項</td> <td>附則第5条第5項</td> <td>附則第5条第14項において準用する同条第5項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項の表第93条第2項の項</td> <td>附則第5条第6項</td> <td>附則第5条第14項において準用する同条第6項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>第4項</td> <td>第13項 (入湯税に関する経過措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">第6条 新条例第118条の12第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条の12第2項の申請書については、なお従前の例による。 (入湯税に関する経過措置)</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">第7条 新条例第129条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第129条の規定による申告については、なお従前の例による。</td><td></td></tr> </table>				90条第5項の項	第6項			第7項の表第2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項		第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項		第8項	第4項	第13項 (入湯税に関する経過措置)		第6条 新条例第118条の12第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条の12第2項の申請書については、なお従前の例による。 (入湯税に関する経過措置)				第7条 新条例第129条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第129条の規定による申告については、なお従前の例による。			
90条第5項の項	第6項																										
第7項の表第2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項																									
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項																									
第8項	第4項	第13項 (入湯税に関する経過措置)																									
第6条 新条例第118条の12第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項の申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条の12第2項の申請書については、なお従前の例による。 (入湯税に関する経過措置)																											
第7条 新条例第129条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第129条の規定による申告については、なお従前の例による。																											

【第2条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部改正 新旧対照表

改正後(平成27年条例第 号第2条による改正)	改正前(平成26年条例第25号による改正)
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路 平成26年6月30日条例第25号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第25条まで 路 (市民税の納稅義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号)に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路 平成26年6月30日条例第25号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第25条まで 路 (市民税の納稅義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p>

改正後(平成27年条例第 号第2条による改正)	改正前(平成26年条例第25号による改正)
<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第150条まで 路 附則 路 附 則(平成26年条例第25号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第3条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日 (4) 第1条中盛岡市市税条例第75条第2号の改正規定(同号ア(4)及びイ(4)に係る部分に限る。)並びに附則第3条第1項及び第5項(第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第13条の2に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日 (5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号、附則第34条及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項並びに附則第4条第1項の規定 平成28年1月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2</p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第150条まで 路 附則 路 附 則(平成26年条例第25号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第3条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日 (4) 第1条中盛岡市市税条例第75条第2号の改正規定(同号ア(4)及びイ(4)に係る部分に限る。)並びに附則第3条第1項及び第5項(第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第13条の2に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日 (5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号_____及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項_____の規定 平成28年1月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2</p>

改正後（平成27年条例第1号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）
項及び第5項、第45条の7の2第1項並びに第75条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（同号ア(イ)及び(ガ)に係る部分を除く。）並びに同条第3号及び附則第13条の2の改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項から第4項まで及び第5項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日	項及び第5項、第45条の7の2第1項並びに第75条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（同号ア(イ)及び(ガ)に係る部分を除く。）並びに同条第3号及び附則第13条の2の改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項から第4項まで及び第5項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
(7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日	(7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日
(8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条第2項の規定 平成29年1月1日	(8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年1月1日
(9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日	(9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
第2条及び第3条 路 (国民健康保険税に関する経過措置)	第2条及び第3条 路 (国民健康保険税に関する経過措置)
第4条 新条例附則第34条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	第4条 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
2 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	
附 則 路 附 則（平成27年条例第1号） (施行期日)	附 則 路
第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第2条の規定 公布の日 (2) 第1条の規定（盛岡市市税条例附則第3条の3及び第14条の改正規定を除く。）並びに次条から附則第4条まで、附則第6条及び附則第7条の規定 平成28年1月1日	

市民部 市民登録課
都市整備部 建築指導課

議案第 55 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築主事による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料並びに行
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。
以下「番号法」という。）に基づき交付した通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手
数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 建築主事による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料の額を
12万円とする。

(2) 通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手数料について

ア 通知カード再交付手数料

番号法第7条第1項の規定により交付した通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷
した場合等に行う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる
特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）」
第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付に係る手数料の額を1枚につき 500円とす
る。

イ 個人番号カード再交付等手数料

番号法第17条第1項の規定により交付した個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく
損傷した場合等に行う省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付等に係る手
数料の額を1枚につき 800円とする。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(2) -ア 平成27年10月5日
- (3) 2-(2) -イ 平成28年1月1日

【第1条】盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 路 <u>平成27年6月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで 路 附 則 路 附 則 (平成27年条例第 号) この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条の規定 (別表14の項の改正規定に限る。) 公布の日 (2) 第1条の規定 (別表14の項の改正規定を除く。) 平成27年10月5日 (3) 第2条の規定 平成28年1月1日</p> <p>別表 (第2条, 第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から13まで 路</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">14 建築基準法第7条 の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら) の規定を準用する場</td> <td style="padding: 2px;">検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">12万円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から13まで 路			14 建築基準法第7条 の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら) の規定を準用する場	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 路</p> <p>盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで 路 附 則 路</p> <p>別表 (第2条, 第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から13まで 路</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">14 建築基準法第7条 の6第1項第1号 受ける前における又は第18条第24項第1号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら) の規定を準用する場</td> <td style="padding: 2px;">検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">12万円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から13まで 路			14 建築基準法第7条 の6第1項第1号 受ける前における又は第18条第24項第1号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら) の規定を準用する場	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から13まで 路																			
14 建築基準法第7条 の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら) の規定を準用する場	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から13まで 路																			
14 建築基準法第7条 の6第1項第1号 受ける前における又は第18条第24項第1号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら) の規定を準用する場	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円																	

改正後	改正前
<p>合を含む。) の規定に基づく認定の申請に対する審査</p> <p>15から65の17まで 路</p> <p>65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報をの提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付</p>	<p>合を含む。) の規定に基づく認定の申請に対する審査</p> <p>15から65の17まで 路</p>

【第2条】盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前															
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 <u>平成27年6月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 1号) この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条の規定(別表14の項の改正規定に限る。) 公布の日 (2) 第1条の規定(別表14の項の改正規定を除く。) 平成27年10月5日 (3) 第2条の規定 平成28年1月1日</p> <p>別表 (第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から65の17まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報を個人番号カード再交付等手数料</td> <td style="padding: 2px;">個人番号カード再交付等手数料</td> <td style="padding: 2px;">1枚につき 800円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の17まで 略			65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報を個人番号カード再交付等手数料	個人番号カード再交付等手数料	1枚につき 800円	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から65の17まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の17まで 略		
手数料を徴収する事務	名称	金額														
1から65の17まで 略																
65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報を個人番号カード再交付等手数料	個人番号カード再交付等手数料	1枚につき 800円														
手数料を徴収する事務	名称	金額														
1から65の17まで 略																

改正後	改正前
<p>報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下この項及び次項において「省令」という。)第11条第1項の規定に基づき再交付した通知カードの返納を受けて行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定による個人番号カードの交付、省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付及び省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付</p> <p>65の19</p>	<p>65の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード再交付手数料</p> <p>通知カード再交付手数料</p> <p>1枚につき 500円</p>

改正後		改正前
<p>省令第11条 第1項の規定に基づ く通知カードの再交 付</p>		<p>二ド及び個人番号カ ード並びに情報提供 ネットワークシステ ムによる特定個人情 報の提供等に関する 省令（平成26年総務 省令第85号）第11条 第1項の規定に基づ く通知カードの再交 付</p>

議案第 56 号

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

所得の額が一定の額以上である者に対して介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に準じた福祉サービスを提供する場合の手数料の額を定めるとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

介護保険法の改正により所得の額が介護保険法施行令で定める額以上である者に対して支給する介護予防サービス費の額を算定する際に用いる割合が定められたことに準じ、介護保険法に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に準じた福祉サービスを提供する場合の手数料の額を算定する際に用いる割合を、所得の額が同令で定める額以上である者について 100分の20とする。

3 施行期日

平成27年8月1日

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市訪問介護等手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正略 <u>平成27年6月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市訪問介護等手数料条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、訪問介護等に係る手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 訪問介護 市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護をいう。</p> <p>(2) 介護予防訪問介護 市が提供する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。</p> <p>(3) 訪問サービス 市が提供する介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p>	<p>○盛岡市訪問介護等手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正略</p> <p>盛岡市訪問介護等手数料条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、訪問介護及び通所介護に係る手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「訪問介護」とは、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号；以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護並びに当該介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p>

改正後	改正前
<p>サービスをいう。</p> <p>(4) 通所サービス 市が提供する整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p> <p>（手数料の徴収等）</p> <p>第3条 訪問介護、介護予防訪問介護、訪問サービス又は通所サービスを受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) _____ 訪問介護又は_____</p> <p>_____ 介護予防訪問介護を提供する場合 法第41条第4項第1号又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 訪問サービス又は通所サービスを提供する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p>	<p>2. この条例において「通所介護」とは、市が提供する整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に準じて行う介護をいう。</p> <p>（手数料の徴収等）</p> <p>第3条 訪問介護 及び通所介護 を受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法の規定により法第8条第2項に規定する訪問介護又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護を提供する場合 法第41条第4項第1号又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 前号に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護以外の訪問介護又は通所介護を提供する場合 当該訪問介護又は通所介護を受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者とみなして整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額（当該訪問介護又は通所介護を受けた者の属する世帯の生計の中心となっている者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住権利した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支給給付を受けてい</p>

改正後	改正前
<p>ア 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住権回復した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定により支給を受けている者と同一の世帯に属する者である場合 無料</p>	<p>る者である場合にあっては、無料）</p>
<p>イ 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第1項の規定により算定した当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき（同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びにアに掲げる場合を除く。）当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者を当該要支援者であるとした場合における整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「算定額」という。）に100分の20を乗じて得た額</p>	
<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額</p>	
<p>（納付時期）</p>	<p>（納付時期）</p>
<p>第4条 手数料は、訪問介護、介護予防訪問介護又は訪問サービスの提供を受けた場合にあっては納入通知書の指定する期限までに、通所サービスの提供を受けた場合にあってはその都度納付しなければならない。</p>	<p>第4条 手数料は、訪問介護_____の提供を受けた場合にあっては納入通知書の指定する期限までに、通所介護_____の提供を受けた場合にあってはその都度納付しなければならない。</p>
<p>（領収書の交付）</p>	<p>（領収書の交付）</p>
<p>第5条 市長は、手数料を徴収したときは、領収書を交付しなければならない。</p>	<p>第5条 市長は、手数料を徴収したときは、領収書を交付しなければならない。</p>
<p>（手数料の減免）</p>	<p>（手数料の減免）</p>
<p>第6条 市長は、特に必要があると認めたときは、手数料を減免することが</p>	

改正後	改正前
<p>できる。</p>	<p>できる。</p>
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則 略 附 則（平成27年条例第1号抄）</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市訪問介護等手数料条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提供する新条例第2条第3号に規定する訪問サービス及び同条第4号に規定する通所サービスに係る手数料について適用し、同日前に提供した市が提供する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービス及び改正前の盛岡市訪問介護等手数料条例第2条第2項に規定する通所介護に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	

議案第 57 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置に関する基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 養護老人ホームが行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を外部サービス利用型の事業のみとする制限を廃止したこと等に伴い、養護老人ホームの職員の配置に関する基準を次のとおり改める。

ア 支援員の員数の基準において一般入所者に含めない入所者に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護以外の指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護以外の指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「一般型特定施設入居者生活介護」という。）の提供を受ける者を加える。（第12条第1項第4号ア関係）

イ 入所者の処遇に支障がない場合に主任生活相談員が兼務して従事することができる職務に、養護老人ホームが行う一般型特定施設入居者生活介護の事業の職務を加える。（第12条第7項関係）

ウ 生活相談員の員数の基準を緩和することができる養護老人ホームに、一般型特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームを加える。（第12条第8項関係）

エ 養護老人ホームに生活相談員を置かない場合において、主任支援員が生活相談員の業務を行う養護老人ホームに、一般型特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下「視聴覚障害者養護老人ホーム」という。）を除く。）を加える。（第22条第3項関係）

(2) 視聴覚障害者養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数の基準を、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人を満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とする。（第12条第2項第1号ア関係）

3 施行期日

公布の日

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第59号 改正 略 <u>平成27年6月 日条例第 号</u> 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第11条まで 略 (職員の配置) 第12条 奨護老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人を超えない養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を第三者に委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (3) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、1人に、一般入所者（入所者であって、指定特定</p>	<p>○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第59号 改正 略 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第11条まで 略 (職員の配置) 第12条 奨護老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人を超えない養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を第三者に委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (3) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、1人に、一般入所者（入所者であって、外部サー</p>

改正後	改正前
<p>施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。 (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 (6) 栄養士 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な数 2 前項（第3号、第4号及び第5号に限る。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「視聴覚障害者養護老人ホーム」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、2人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人</p>	<p>ビス利用型指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年盛岡市条例第62号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年盛岡市条例第63号）第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。 (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 (6) 栄養士 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な数 前項（第3号、第4号及び第5号に限る。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「視聴覚障害者養護老人ホーム」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人</p>

改正後	改正前
<p>に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>(2) 支援員 ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる支援員の数以上 イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員 ア 入所者の数が100人を超えない視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上 イ 入所者の数が100人を超える視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 前2項の入所者の数及び一般入所者の数は、前年度の1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし、新たに設置する場合は又は事業を再開する場合は、1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。</p> <p>4 第1項、第2項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該サテライト型養護老人ホーム以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成</p>	<p>に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>(2) 支援員 ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる支援員の数以上 イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員 ア 入所者の数が100人を超えない視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上 イ 入所者の数が100人を超える視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 前2項の入所者の数及び一般入所者の数は、前年度の1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし、新たに設置する場合は又は事業を再開する場合は、1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。</p> <p>4 第1項、第2項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型-型養護老人ホーム（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該サテライト型養護老人ホーム以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成</p>

改正後	改正前
<p>9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護・指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であって、入所者の処遇に支障がないものにおいては、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>8 指定特定施設入居者生活介護・指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができる。</p> <p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>12 第1項（第3号、第6号及び第7号に限る。）の規定にかかわらず、サ</p>	<p>9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であって、入所者の処遇に支障がないものにおいては、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>8 外部サービス利用型養護老人ホーム</p> <p>に置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができる。</p> <p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>12 第1項（第3号、第6号及び第7号に限る。）の規定にかかわらず、サ</p>

改正後	改正前
<p>テライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないとができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(2) 病院 栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(3) 診療所 事務員その他の従業者</p>	<p>テライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないとができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(2) 病院 栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(3) 診療所 事務員その他の従業者</p>
第13条から第21条まで 路 (生活相談員の資格)	第13条から第21条まで 路 (生活相談員の資格)
<p>第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2) 第27条第2項の規定により苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第29条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p>	<p>第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2) 第27条第2項の規定により苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第29条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p>
<p>2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の生活相談員を置かない場合にあっては、同項第4号イの主任支援員が前2項の規定による業務を行うものとする。</p>	<p>2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、</p>
	主任支援員が前2項の規定による業務を行うものとする。

改正後	改正前
<p>第23条から第30条まで 路 附 則 路 附 則（平成27年条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 別表 路</p>	<p>第23条から第30条まで 路 附 則 路 別表 路</p>

議案第 58 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、改良住宅のうち市営青山三丁目アパート1号館、市営青山三丁目アパート3号館及び市営青山三丁目アパート13号館を、市営住宅のうち市営青山三丁目アパート2号館をそれぞれ廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部改正

別表から市営青山三丁目アパート1号館、市営青山三丁目アパート3号館及び市営青山三丁目アパート13号館を削る。

(2) 盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部改正

別表から市営青山三丁目アパート2号館を削る。

3 施行期日

平成27年8月1日

【第1条】盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 路 <u>平成27年6月 日条例第 号</u>					○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 路				
盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 路 附 則 路 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成27年8月1日から施行する。					盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 路 附 則 路				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
名称	位置	竣工(しゆん)年 度	戸数	構造	名称	位置	竣工(しゆん)年 度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前昭48北通	32	中層耐火5階建		市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前昭48北通	32	中層耐火5階建	
市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前昭54北通	21	中層耐火5階建		市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前昭54北通	21	中層耐火5階建	
市営青山二丁目アパート1号館	盛岡市青山二丁昭40目	24	中層耐火3階建		市営青山二丁目アパート1号館	盛岡市青山二丁昭40目	24	中層耐火3階建	
市営青山二丁目アパート2号館	盛岡市青山二丁昭41目	24	中層耐火3階建		市営青山二丁目アパート2号館	盛岡市青山二丁昭41目	24	中層耐火3階建	
市営青山二丁目アパート3号館	盛岡市青山三丁昭41目	24	中層耐火3階建		市営青山二丁目アパート3号館	盛岡市青山三丁昭41目	24	中層耐火3階建	
					市営青山三丁目アパート1号館	盛岡市青山三丁昭38目	18	中層耐火3階建	

改正後					改正前				
市営青山三丁目アパート14号館					市営青山三丁目アパート3号館				
市営青山三丁目アパート14号館					市営青山三丁目アパート13号館				
市営青山三丁目アパート15号館					市営青山三丁目アパート14号館				
					市営青山三丁目アパート15号館				

【第2条】盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正略 平成27年6月 日条例第 1号					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正略				
盛岡市市営住宅条例 目次及び第1条から第69条まで 略 附 則 略 附 則(平成27年条例第 1号) この条例は、平成27年8月1日から施行する。					盛岡市市営住宅条例 目次及び第1条から第69条まで 略 附 則 略				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
名称 位置 埼(しゆん)工年度 戸数 構造					名称 位置 埼(しゆん)工年度 戸数 構造				
路					路				
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅	市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12 (うち中層耐火3階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅	身体障害者用住宅	市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅	身体障害者用住宅

改正後					改正前				
1)					1)				
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 達	市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 達
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 達	市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 達
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 達	市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 達
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 達	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 達
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅	市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	身体障害者用住宅
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32 (うち中層耐火5階 身体障害者用住宅 4)	身体障害者用住宅	市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32 (うち中層耐火5階 身体障害者用住宅 4)	身体障害者用住宅
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 達	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 達
路					路				

議案第 59 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

所得の少ない第1号被保険者について行う介護保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めようとするものである。

2 改正の内容

第6期盛岡市介護保険事業計画において所得段階区分が第1段階である第1号被保険者の介護保険料を3万7,000円から3万3,300円に軽減する。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用する。

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例の条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正略 <u>平成27年6月 日条例第1号</u></p> <p>目次、第1条及び第2条 略 (保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る部分を除く。以下この条において同じ。），次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該</p> <p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正略</p> <p>目次、第1条及び第2条 略 (保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る部分を除く。以下この条において同じ。），次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該</p>	

改正後	改正前
<p>当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。） (10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円 2. 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試算に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかるわらず、3万3,300円とする。</p> <p>第4条から第32条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第1号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用する。</p> <p>当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。） (10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円</p> <p>第4条から第32条まで 略 附 則 略</p>	

議案第 72 号

専決処分につき承認を求ることについて（盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第 287号）及び地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の改正に伴い、通算退職年金及び通算遺族年金の額を改めたものである。

2 改正の内容

通算退職年金及び通算遺族年金の額は、地方公務員等共済組合法による年金（以下「共済年金」という。）の額に準じており、本来水準の額より高い物価スライド特例水準の額が適用されているが、平成27年4月以降、特例水準は解消することとされている。

平成27年4月以降の共済年金の額については、本来水準が物価変動等により1.4%の増額改定となることから、これに準じ、通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附 則 (昭和51年条例第36号) 改正 略 平成27年3月31日条例第24号</p> <p>第1条から第41条まで 略</p> <p>第42条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額 (附則第20条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第18の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。) の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に1,000を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に1,000を乗じて得た額とする。</p> <p>3 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算退族年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前2項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>	<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附 則 (昭和51年条例第36号) 改正 略</p> <p>第1条から第41条まで 略</p> <p>第42条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。</p> <p>(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額 (その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)</p> <p>(2) 通算退職年金の仮定給料月額 (前条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。) の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額</p> <p>2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.986を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.986を乗じて得た額とする。</p> <p>3 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算退族年金で平成27年3月31において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前2項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。</p>

改正後	改正前																		
<p>第43条 略</p> <p>附則別表第1から別表第17まで 略</p> <p>附則別表第18 (附則第42条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和5年4月1日以前に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.221</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.231</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.257</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.263</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.263</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.269</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.279</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.290</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和13年4月2日以後に生まれた者</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1.291</td></tr> </table> <p>附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.221	昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.231	昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.257	昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.263	昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.263	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.269	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.279	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.290	昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.291	<p>第43条 略</p> <p>附則別表第1から別表第17まで 略</p>
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.221																		
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.231																		
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.257																		
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.263																		
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.263																		
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.269																		
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.279																		
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.290																		
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.291																		

財政部 市民税課

資産税課

市民部 健康保険課

議案第 73 号

専決処分につき承認を求ることについて（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 189回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を 2 年延長する。（第 1 条中附則第 5 条の 3 の 2 の改正規定関係）

イ ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、申告手続きの簡素化を図る「ワンストップ特例制度」の創設に伴い所要の手続きを定める。（第 1 条中附則第 5 条の 4 の次に見出し及び 2 条を加える改正規定関係）

(2) 法人市民税関係（第 1 条中第 34 条の改正規定関係）

法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る法改正に伴う所要の規定の整理を行う。

(3) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る現行負担調整措置の延長（第 1 条中附則第 8 条から第 11 条まで、附則第 15 条及び附則第 16 条から第 18 条までの改正規定関係）

平成 26 年度までとなっている現行の負担調整措置の仕組みを 3 年延長し、平成 29 年度までとする。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）による特例割合（第 1 条中附則第 7 条の 2 の 2 の改正規定関係）

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置による減額割合について、3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 から 6 分の 5 以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを 3 分の 2 に定める。

ウ 事業所内保育事業に供する固定資産の非課税適用に伴う申告手続（第 1 条中第 49 条の 4 及び第 49 条の 6 の改正規定関係）

事業所内保育事業の認可を受けた者が行う利用定員 6 人以上の事業所内保育事業の用に供

する固定資産について、非課税の適用等に係る申告手続を定める。

(4) 軽自動車税関係

- ア 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。（第1条中附則第13条の次に1条を加える改正規定関係）
イ 平成27年度分から適用することとされている原動機付自転車、2輪の軽自動車及び小型特殊自動車等並びに2輪の小型自動車に係る税率について、適用開始時期を1年間延期し、平成28年度分から適用する。（第2条関係）

(5) 国民健康保険税関係

- ア 医療給付費課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のように改める。（第1条中第139条の改正規定関係）

区分	改正前	改正後
医療給付費課税額	51万円	52万円
後期高齢者支援金等課税額	16万円	17万円
介護納付金課税額	14万円	16万円

- イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。（第1条中第147条の改正規定関係）

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

- (ア) 5割軽減の拡大－軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円 + <u>24.5</u> 万円 × 被保険者数	33万円 + <u>26</u> 万円 × 被保険者数

- (イ) 2割軽減の拡大－軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円 + <u>45</u> 万円 × 被保険者数	33万円 + <u>47</u> 万円 × 被保険者数

※7割軽減は現行の33万円で改正なし。

- (6) その他 必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

- (1) 2-(4)-イ 公布の日
(2) 上記以外のもの 平成27年4月1日

【第1条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>平成27年3月31日条例第25号</u> 盛岡市市税条例 目次 略 第1条から第4条まで 略 (行政手続条例の適用除外) 第5条 盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による处分その他公権力の行使に当たる行為については、盛岡市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。 2 盛岡市行政手続条例第3条、第4条又は <u>第33条第4項</u> に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例 <u>第33条第3項</u> 及び第34条の規定は、適用しない。 第6条から第33条の2まで 略 (均等割の税率) 第34条 第26条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。 2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次 略 (行政手続条例の適用除外) 第5条 盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による处分その他公権力の行使に当たる行為については、盛�冈市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。 2 盛岡市行政手続条例第3条、第4条又は <u>第33条第3項</u> に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例 <u>第33条第2項</u> 及び第34条の規定は、適用しない。 第6条から第33条の2まで 略 (均等割の税率) 第34条 第26条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。 2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">法人の区分</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すこと</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すこと	年額 5万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">法人の区分</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すること</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すること	年額 5万円
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すこと	年額 5万円								
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すること	年額 5万円								

改正後	改正前
<p>ができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）</p> <p>（）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賃与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	<p>ができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、施行令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賃与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>

改正後		改正前	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1,000万円を超えて1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1,000万円を超えて1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1,000万円を超えて1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1,000万円を超えて1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1億円を超えて10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1億円を超えて10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1億円を超えて10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円	(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 1億円を超えて10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円	(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 10億円を超えて50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円	(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 10億円を超えて50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円	(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が年額 50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数

前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数

改正後		改正前	
乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、毎に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。		乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、毎に従つて計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。	
4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。			
第35条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)		第35条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)	
45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。		45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。	
2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。		2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。	
3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提		3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提	

改正後	改正前
出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。	出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。	5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。
6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもののが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全	6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもののが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全

改正後	改正前
<p>支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。)の連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別損失法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>(法人税割に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告</p>	<p>支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。)の連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別損失法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>(法人税割に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告</p>

改正後	改正前
<p>書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>第45条の7から第49条の3まで 略</p> <p>第49条の4 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、貸却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日 (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期 	<p>書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>第45条の7から第49条の3まで 略</p> <p>第49条の4 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、貸却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日 (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
改正後	改正前
<p>（5） 借却資産の所在、種類、数量及びその用途</p> <p>第49条の5から第49の5の2まで 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第49条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用せることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第50条から第131条まで 略 （都市計画税の納稅義務者等）</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>（5） 借却資産の所在、種類、数量及びその用途</p> <p>第49条の5から第49の5の2まで 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第49条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用せることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第50条から第131条まで 略 （都市計画税の納稅義務者等）</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>

改正後	改正前
<p>（5） 借却資産の所在、種類、数量及びその用途</p> <p>第49条の5から第49の5の2まで 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第49条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用せることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第50条から第131条まで 略 （都市計画税の納稅義務者等）</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>（5） 借却資産の所在、種類、数量及びその用途</p> <p>第49条の5から第49の5の2まで 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第49条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用せることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第50条から第131条まで 略 （都市計画税の納稅義務者等）</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>

改正後	改正前
第133条から第138条まで 路 (保険税の課税額)	第133条から第138条まで 路 (保険税の課税額)
第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。	第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。
2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合は、基礎課税額は、 <u>52万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合は、基礎課税額は、 <u>51万円</u> とする。
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>17万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並	4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並

改正後	改正前
びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合は、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。	びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合は、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。
第140条から第146条の10まで 路 (保険税の減額)	第140条から第146条の10まで 路 (保険税の減額)
第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>52万円</u> を超える場合は、 <u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合は、 <u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合は、 <u>16万円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納稅義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定離続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定離続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>51万円</u> を超える場合は、 <u>51万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合は、 <u>16万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>14万円</u> を超える場合は、 <u>14万円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納稅義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定離続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定離続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正後	改正前
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所員者1人につき <u>26万円</u> を加 算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除 く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所員者1人につき <u>24万6,000円</u> を加 算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除 く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円

改正後	改正前
(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所員者1人につき <u>47万円</u> を加算した 金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税	(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所員者1人につき <u>45万円</u> を加算した 金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

改正後	改正前
被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円	被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円
第147条の2から第150条まで 路 附 則	第147条の2から第150条まで 路 附 則
第1条から第5条の3まで 路	第1条から第5条の3まで 路
第5条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第5条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。） (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の	2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。） (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の

改正後	改正前
適用を受けている場合	適用を受けている場合
3 第1項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。	3 第1項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。
第5条の4 路 <u>（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</u>	第5条の4 路
第5条の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第36条の6第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第38条第4項の規定による申告書の提出（第38条の2の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。	第5条の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第36条の6第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第38条第4項の規定による申告書の提出（第38条の2の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。
2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。	2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申	3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申

改正後	改正前
<p>告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5条の6 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納稅義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第6条及び第7条 路 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第40項に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>7 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3から第7条の6まで 路 (土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>	<p>第6条及び第7条の2 路 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第38項に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>第7条の3から第7条の6まで 路 (土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p> <p>(3) 住宅用地 法附則第17条第3号</p> <p>(4) 商業地等 法附則第17条第4号</p> <p>(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (平成26年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の</p>	<p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p> <p>(3) 住宅用地 法附則第17条第3号</p> <p>(4) 商業地等 法附則第17条第4号</p> <p>(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</p> <p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の</p>

改正後		改正前																					
該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。		該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>		負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																						
0.9以上のもの	1.025																						
0.8以上0.9未満のもの	1.05																						
0.7以上0.8未満のもの	1.075																						
0.7未満のもの	1.1																						
負担水準の区分	負担調整率																						
0.9以上のもの	1.025																						
0.8以上0.9未満のもの	1.05																						
0.7以上0.8未満のもの	1.075																						
0.7未満のもの	1.1																						
第12条及び第13条 略 (軽自動車税の税率の特例)		第12条及び第13条 略																					
第13条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第75条第2号ア</th> <th>3,900円</th> <th>1,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万 800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>		第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万 800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円							
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																					
	6,900円	1,800円																					
	1万 800円	2,700円																					
	3,800円	1,000円																					
	5,000円	1,300円																					

改正後		改正前																
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第75条第2号ア</th> <th>3,900円</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万 800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>		第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万 800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円		
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																
	6,900円	3,500円																
	1万 800円	5,400円																
	3,800円	1,900円																
	5,000円	2,500円																
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第75条第2号ア</th> <th>3,900円</th> <th>3,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万 800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>		第75条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		1万 800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円		
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																
	6,900円	5,200円																
	1万 800円	8,100円																
	3,800円	2,900円																
	5,000円	3,800円																
第14条から第14条の2まで 略 (特別土地保有税の課税の特例)		第14条から第14条の2まで 略 (特別土地保有税の課税の特例)																
第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等		第14条から第14条の2まで 略 (特別土地保有税の課税の特例)																

改正後	改正前
<p>を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p> <p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。</p> <p>(1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額</p> <p>(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価</p>	<p>を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p> <p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。</p> <p>(1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額</p> <p>(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価</p>
<p>審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)</p> <p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。</p> <p>第15条の2 業 (読み替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項若しくは第42項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第30項から第33項」とあるのは、「若しくは第30項から第33項又は法附則第15条から第18条の3まで」とする。 (土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」と</p>	<p>審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)</p> <p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。</p> <p>第15条の2 業 (読み替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第15項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項、第30項若しくは第40項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」と</p>

改正後	改正前
<p>審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)</p> <p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。</p> <p>第15条の2 業 (読み替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項若しくは第42項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第30項から第33項」とあるのは、「若しくは第30項から第33項又は法附則第15条から第18条の3まで」とする。 (土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」と</p>	<p>審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)</p> <p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。</p> <p>第15条の2 業 (読み替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第15項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項、第30項若しくは第40項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」と</p>

改正後	改正前																				
(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)																				
第18条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第18条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9以上のもの</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9以上のもの</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
第18条の2から第38条まで 略 <u>附 則（平成27年条例第1号）</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。 <u>（市民税に関する経過措置）</u> 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第18条の2から第38条まで 略 第18条の2から第38条まで 略																				

改正後	改正前
2 新条例附則第5条の5の規定は、個人の市民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。	
3 新条例附則第5条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。	
4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 <u>（固定資産税に関する経過措置）</u>	
第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	
2 新条例附則第7条の2の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新設される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後的地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 <u>（都市計画税に関する経過措置）</u>	
第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 <u>（軽自動車税に関する経過措置）</u>	
第5条 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。 <u>（国民健康保険税に関する経過措置）</u>	

改正後	改正前
第6条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	

【第2条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部改正 新旧対照表

改正後(平成27年条例第25号第2条による改正)	改正前(平成26年条例第25号による改正)
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路 <u>平成27年3月31日条例第25号</u> 盛岡市市税条例 目次及び第1条から附則第13条まで 路 (軽自動車税の税率の特例) 第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 路 盛岡市市税条例 目次及び第1条から附則第13条まで 路 (軽自動車税の税率の特例) 第13条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第75条第2号ア	3,900円 4,600円 6,900円 8,200円 <u>1万 800円</u> <u>1万 2,900円</u> 3,800円 4,500円 5,000円 6,000円
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第13条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後(平成27年条例第25号第2条による改正)	改正前(平成26年条例第25号による改正)
第75条第2号ア	3,900円 1,000円 6,900円 1,800円 <u>1万 800円</u> 2,700円 3,800円 1,000円 5,000円 1,300円
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第75条第2号ア
第75条第2号ア	3,900円 2,000円 6,900円 3,500円 <u>1万 800円</u> 5,400円 3,800円 1,900円 5,000円 2,500円
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第75条第2号ア
第75条第2号ア	3,900円 3,000円 6,900円 5,200円 <u>1万 800円</u> 8,100円 3,800円 2,900円 5,000円 3,800円
附則第14条から第38条まで 路	附則第14条から第38条まで 路

改正後（平成27年条例第25号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）
附 則 略 附 則（平成26年条例第25号） (施行期日)	附 則 略 附 則（平成26年条例第25号） (施行期日)
第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第3条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日 (4) 第1条中盛岡市市税条例第75条第2号の改正規定（同号ア(4)及びイ)に係る部分に限る。）並びに附則第3条第1項及び第5項（第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日 (5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項の規定 平成28年1月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2項及び第5項、第45条の7の2第1項並びに第75条第1号の改正規定、同条例第2号の改正規定（同号ア(4)及びイ)に係る部分を除く。）並びに同条例第3号及び附則第13条の2の改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項から第4項まで及び第5項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日 (7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日 (8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年1月1日	
	第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第3条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日 (4) 第1条中盛岡市市税条例第75条の改正規定 並びに附則第3条第1項及び第4項（第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日 (5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項の規定 平成28年1月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2項及び第5項並びに第45条の7の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の次に1条を加える
	改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項、第3項及び第4項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日 (7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日 (8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年1月1日

改正後（平成27年条例第25号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）
(9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日 (市民税に関する経過措置)	(9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日 (市民税に関する経過措置)
第2条 新条例附則第3条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第2条 新条例附則第3条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
2 新条例第35条第5項及び附則第24条の2第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	2 新条例第35条第5項及び附則第24条の2第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「平成29年新条例」という。）附則第5条の4、第20条及び第24条の2から第25条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「平成29年新条例」という。）附則第5条の4、第20条及び第24条の2から第25条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引償（同条例第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条例第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。	4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引償（同条例第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条例第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。
5 新条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徵収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徵収については、なお従前の例による。	5 新条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徵収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徵収については、なお従前の例による。
6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用	6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用

改正後（平成27年条例第25号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）												
し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。	し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。												
7 新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条 新条例第75条第2号（同号ア(イ)及び(リ)に係る部分に限る。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	7 新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条 新条例第75条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。												
2 新条例第75条第1号、第2号（同号ア(イ)及び(リ)に係る部分を除く。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	2 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。												
3 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。	3 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第13条の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。												
5 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第13条の2の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定の中間表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第13条の2の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定の中間表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。												
<table border="1"> <tr> <td>新条例第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> </table>	新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円		6,900円	5,500円	<table border="1"> <tr> <td>新条例第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> </table>	新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円		6,900円	5,500円
新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円											
	6,900円	5,500円											
新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円											
	6,900円	5,500円											

改正後（平成27年条例第25号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）																								
<table border="1"> <tr> <td>1万800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	1万800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	<table border="1"> <tr> <td>1万800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	1万800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円												
1万800円	7,200円																								
3,800円	3,000円																								
5,000円	4,000円																								
1万800円	7,200円																								
3,800円	3,000円																								
5,000円	4,000円																								
新条例附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条																								
<table border="1"> <tr> <td>新条例附則第13条第75条第2号アの表</td> <td>平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア</td> </tr> <tr> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	新条例附則第13条第75条第2号アの表	平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア	3,900円	3,100円	6,900円	5,500円	1万800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	<table border="1"> <tr> <td>新条例附則第13条第75条第2号アの表</td> <td>平成26年改正条例附則第3条第4項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア</td> </tr> <tr> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	新条例附則第13条第75条第2号アの表	平成26年改正条例附則第3条第4項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア	3,900円	3,100円	6,900円	5,500円	1万800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円
新条例附則第13条第75条第2号アの表	平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア																								
3,900円	3,100円																								
6,900円	5,500円																								
1万800円	7,200円																								
3,800円	3,000円																								
5,000円	4,000円																								
新条例附則第13条第75条第2号アの表	平成26年改正条例附則第3条第4項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア																								
3,900円	3,100円																								
6,900円	5,500円																								
1万800円	7,200円																								
3,800円	3,000円																								
5,000円	4,000円																								
(国民健康保険税に関する経過措置)																									
第4条 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	第4条 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。																								
附 則 様 附 則（平成27年条例第25号）																									
(施行期日) 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。																									
(市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後																									

改正後（平成27年条例第25号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）
の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	
2 新条例附則第5条の5の規定は、個人の市民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。	
3 新条例附則第5条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。	
4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)	
第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	
2 新条例附則第7条の2の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新設される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸住住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 (都市計画税に関する経過措置)	
第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)	
第5条 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。 (国民健康保険税に関する経過措置)	
第6条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保	

改正後（平成27年条例第25号第2条による改正）	改正前（平成26年条例第25号による改正）
改税については、なお従前の例による。	